

令和 4 年 7 月 28 日  
愛 媛 大 学

知らなくても  
大丈夫？

## 実践型セミナー〈新成人と法律〉を開催

愛媛大学法文学部では、来年度に新成人となる高校生を対象に、下記の要領で公開授業  
**実践型セミナー 〈新成人と法律 —成年年齢引き下げと私たち—〉** を開催します。

このイベントは、新成人が消費者トラブルに巻き込まれないようにするため、高校生の知識・スキルUPを目的に実施するものです。授業では、若者がよく使うスマホアプリやSNS・デジタルプラットフォーム、そしてスポーツ・美容関連サービス・サブスクなどの「利用規約」や「契約書」を題材に、そこに含まれる不当条項・不当表示を見抜くためのポイントを講義し、受講生がワークショップ形式でトラブル防止と解決に挑みます。

高校生が普段は読み飛ばしがちな**利用規約や契約書の現物を使って実践的な学びを行う点**が特徴で、新成人としての危機管理意識向上を図ります。

つきましては、ぜひ取材くださいますようお願いいたします。

### 記

日 時：令和 4 年 8 月 3 日（水） 13 時 30 分～16 時 00 分

場 所：愛媛大学城北キャンパス E.U.Regional Commons（ひめテラス）  
3 階 地域サステナビリティスペース

受講生：愛媛大学附属高等学校 2 年「応用科学研究」履修生（10 名程度）

※なお、消費者教育関係者にも若干名（先着順）ですが公開しますので、

参加希望の方はメールにてご連絡ください。（メールタイトルを【公開授業見学希望】としてください。）

本件に関する問い合わせ先

愛媛大学法文学部

教授 小田敬美（おだたかよし）  
（社会連携コーディネーター）

TEL：070-5551-0232

Mail：oda-law@ehime-u.ac.jp

※送付資料 2 枚（本紙を含む）

公開授業 愛媛大学 法文学部

附属高等学校

「応用科学研究」



知らなくても大丈夫？

# 新成人と法律

## 成年年齢引き下げと私たち

2022年 8月3日 (水)

13時半～16時 **見学歓迎**

民法4条 私人の自治原則 特定商取引法 悪徳商法 消費者契約法 契約自由の原則 消費者庁 約款 サブスクリプション 不当条項・不当表示 民法 契約書の検討などを行います

愛媛大学 城北キャンパス  
ひめテラス (正門南側)

E.U. Regional Commons 3階  
地域サステナビリティスペース

見学申込先: 法文学部 小田敬美 (oda-law@ehime-u.ac.jp)

